

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可
..... (都市整備局市街地整備部区画整理課) 一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (三件) (環境局環境改善部化学物質対策課) 一
 - 都道の区域変更 (建設局道路管理部路政課) 四
 - 都道の供用開始 (同) 六
 - 道路法による道路の占用を制限する区域の指定 (建設局道路管理部監察指導課) 六
- ### 公 告
- 特定非営利活動法人の認定 (生活文化局都民生活部管理法人課) 六
 - 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効 (同) 六
 - 市街地再開発組合の理事長の就任 (都市整備局市街地整備部再開発課) 七
 - 事業協力者の公募 (同) 七
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件) (産業労働局商工部地域産業振興課) 七

告 示

● 東京都告示第七百七十五号

土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十条第一項の規定に基づき日野市川辺堀之内土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月六日

一 組合の名称
東京都知事 小 池 百合子

二 事業施行期間
日野市川辺堀之内土地区画整理組合
平成二十一年三月二十四日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

日野市大字豊田、大字川辺堀之内及び大字上田の各一部

四 事務所の所在地

日野市大字川辺堀之内五百八十八番地の一

五 設立認可の年月日
平成二十一年三月二十四日

六 変更内容
事業施行期間を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

七 変更許可の年月日
平成二十九年十二月六日

● 東京都告示第七百七十六号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

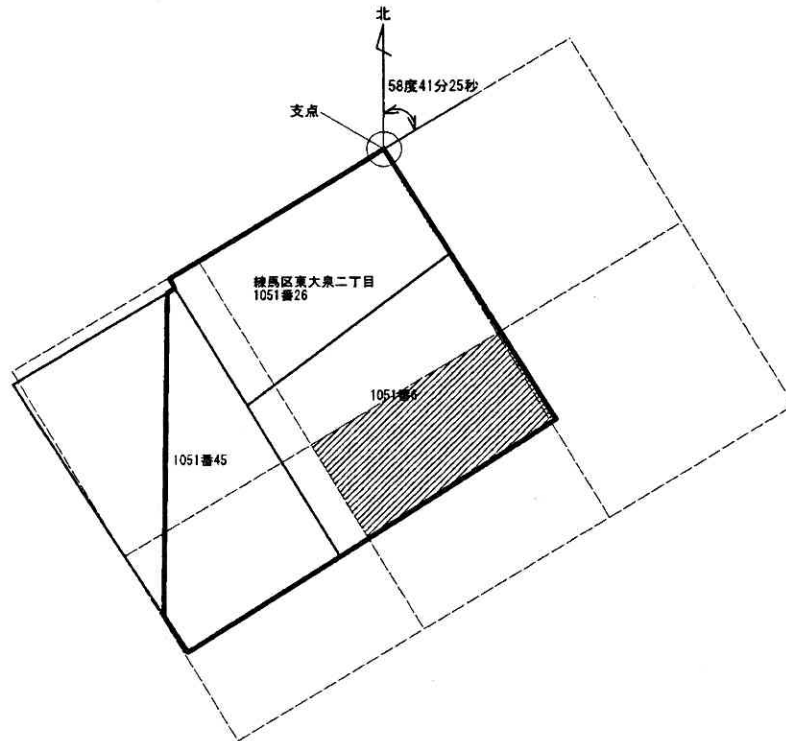
平成二十九年十二月六日

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区新田一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、練馬区東大泉二丁目1051番26の最北端とする。

【格子の回転角度（58度41分25秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百七十八号

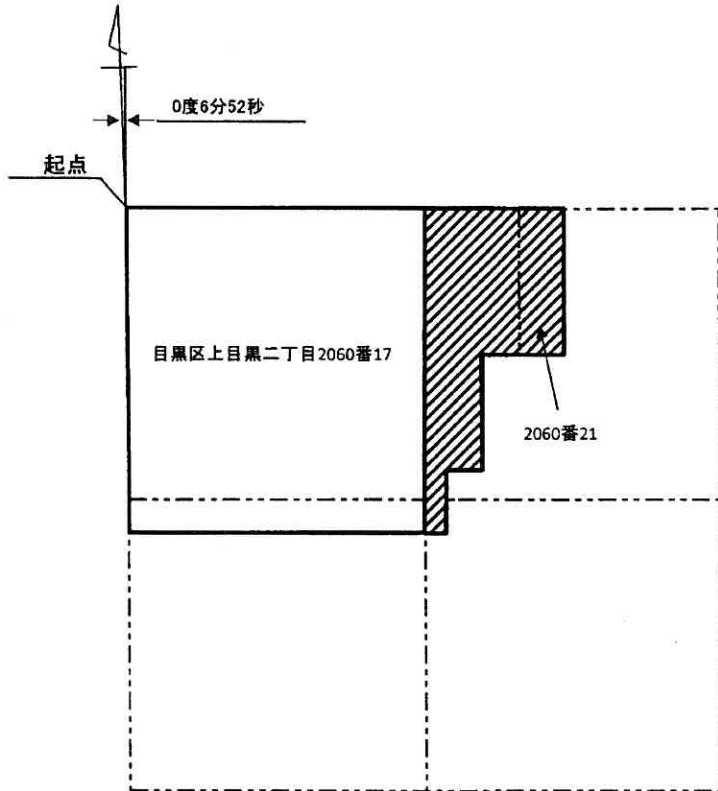
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（目黒区上目黒二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】	
	形質変更時要届出区域
	調査対象地
	筆境界
	単位区画

【起点】
 起点は、調査対象地(目黒区上目黒二丁目2060番17)の最北端とする。

【格子の回転角度:0度6分52秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千七百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 十里木御嶽停車場

二 変更の区間 青梅市御岳二丁目五百十四番一地先から同所五百十六番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり